

【作成例】

避難確保計画

【施設名：特別養護老人ホーム伊勢市苑】

令和 2 年 2 月 1 日 作成

様式編 目 次

市役所に提出 (様式 6 は自衛水防組織を設置した場合に提出)

1 計画の目的	1	}	様式 1
2 計画の報告	1		
3 計画の適用範囲	1		
施設周辺の避難地図	2	別紙 1	
4 防災体制	3	様式 2	
5 情報収集・伝達	4	様式 3	
6 避難誘導	5	様式 4	
7 避難の確保を図るための施設の整備	6	}	様式 5
8 防災教育及び訓練の実施	6		
9 自衛水防組織の業務に関する事項	7	様式 6	

個人情報等を含むため適切に管理 ***市役所への提出は不要**

10 防災教育及び訓練の年間計画作成例	8	樣式 7	
11 施設利用者緊急連絡先一覧表	9	樣式 8	
12 緊急連絡網	10	樣式 9	
13 外部機関等への緊急連絡先一覧表	10	樣式 10	
14 対応別避難誘導方法一覧表	11	樣式 11	
15 防災体制一覧表	12	樣式 12	

別添 「自衛水防組織活動要領（案）」	13	}	自衛水防組織 を設置する 場合のみ作成
別表1 「自衛水防組織の編成と任務」	14		
別表2 「自衛水防組織装備品リスト」	14		

1 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2第1項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 20名	昼間 5名	休日 10名	休日 5名
夜間 10名	夜間 5名		

構造	階数
□ 木造	
■ 非木造	2階建て

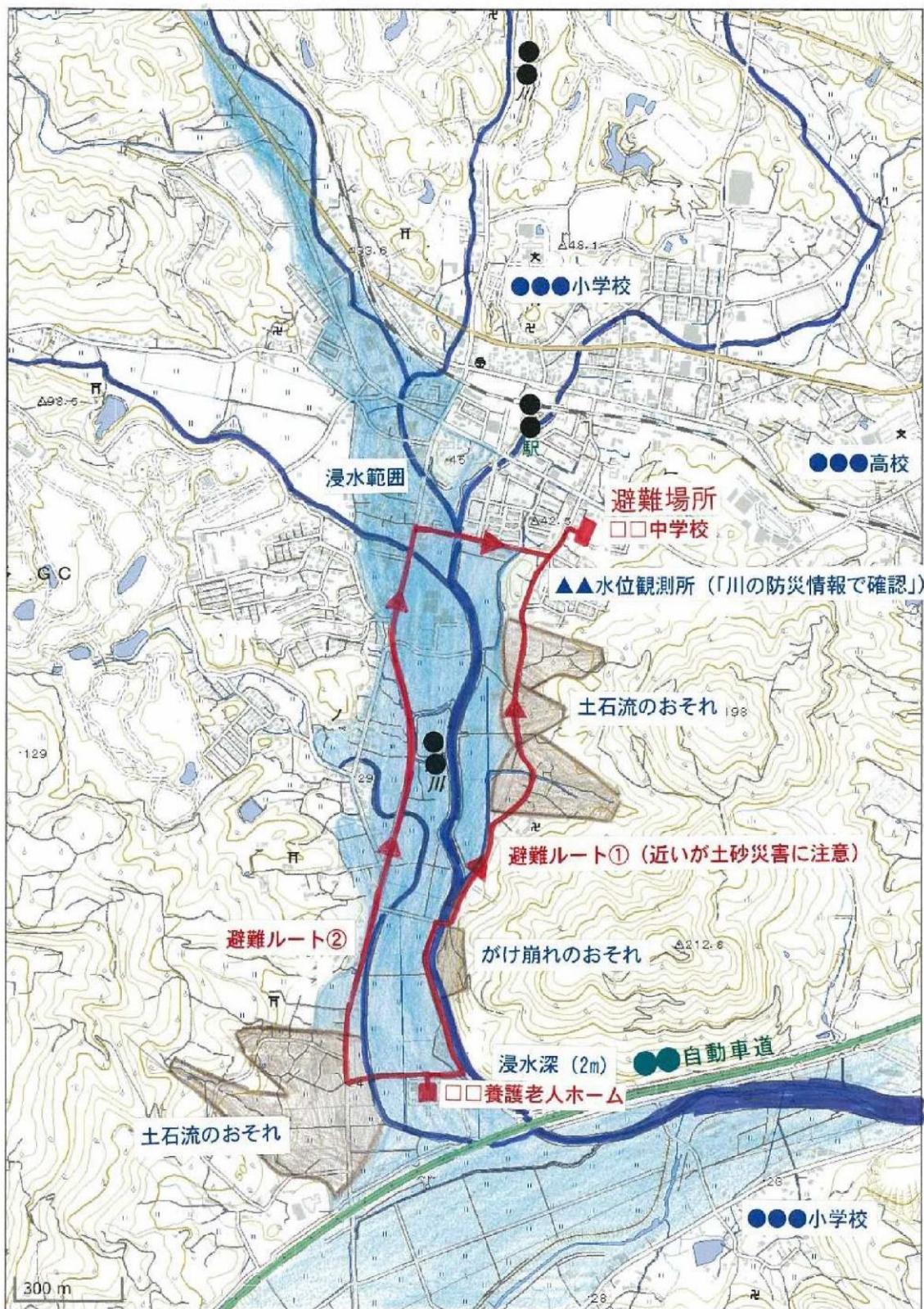
4 施設に想定される災害

対象となる河川	想定される浸水深(m)	河川名	河川管理者	水位観測所名	水防団待機水位(m)	氾濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m)
■	0.5m~3m	宮川	国土交通省	岩出	4.20	5.00	7.20	8.20
□		勢田川	国土交通省	岡本	2.50	3.00	3.20	3.40
□		桧尻川	三重県	勢田川の水位を基に避難情報を発令します				
□		五十鈴川	三重県	中村	1.50	2.00	2.70	3.50
□		外城田川	三重県	西豊浜	2.63	3.19	3.56	3.89
□		大堀川	三重県	新橋	2.40	2.50	3.11	3.67
□		汁谷川	三重県	周囲の状況を観測し避難情報を発令します				

【施設周辺の避難経路図】

避難場所は、ハザードマップ（洪水、土砂災害）を確認した結果、以下の場所とする。

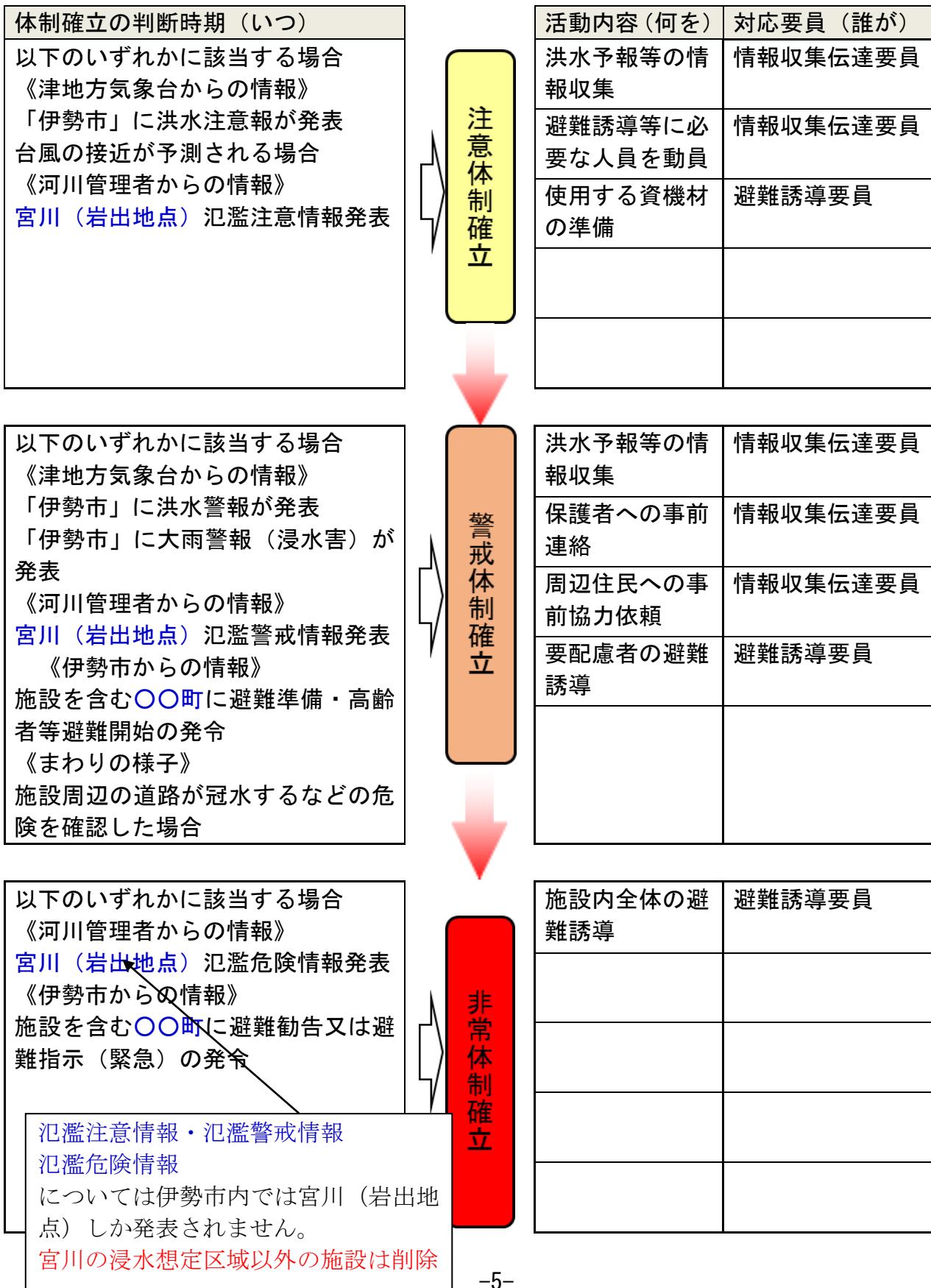
避難経路図



5 防災体制（洪水）

連絡体制及び対策本部は、以下のとおり設置する。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】



6 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

種別／種類	収集方法
《津地方気象台からの情報》	
[気象情報] ・大雨注意報 ・洪水注意報 ・大雨警報(浸水害・土砂災害) ・洪水警報 ・土砂災害警戒情報 ・特別警報	<input checked="" type="checkbox"/> テレビ（データ放送） <input checked="" type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> ホームページ <input checked="" type="checkbox"/> 登録制（防災みえ等）メール又はアプリ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 緊急速報メール（特別警報のみ）
《河川管理者からの情報》	
[洪水予報]（宮川のみ） ・氾濫注意情報 ・氾濫警戒情報 ・氾濫危険情報 [水位情報]（勢田川、県管理） ・水位情報	<input checked="" type="checkbox"/> テレビ（データ放送） <input type="checkbox"/> ラジオ <input checked="" type="checkbox"/> ホームページ <input checked="" type="checkbox"/> 登録制（防災みえ等）メール又はアプリ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 伊勢市からのFAX <input checked="" type="checkbox"/> 緊急速報メール（宮川のみ）
《伊勢市からの情報》	
[避難情報] ・避難準備・高齢者等避難開始 ・避難勧告 ・避難指示(緊急) ・避難所開設情報	<input checked="" type="checkbox"/> テレビ <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> ホームページ <input checked="" type="checkbox"/> 登録制（防災みえ等）メール又はアプリ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 防災行政無線（屋外拡声器） <input checked="" type="checkbox"/> 伊勢市からの緊急速報メール・FAX
<ul style="list-style-type: none"> ■ 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話に備えて、乾電池、バッテリー等 ■ 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いか等、施設内から確認を行う。 <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 収集する手段に■を入れてください 行は適宜追加、削除してください。 </div>	

(2) 情報伝達

- ① 別に定める「緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- ② 警戒体制下に移行し避難を開始することが予測される場合には、別に定める「施設利用者緊急連絡先一覧」に基づき、保護者（利用者家族）に対し、「警戒体制に移行した場合には〇〇〇〇（施設の上階又は避難場所）へ避難する」旨を連絡する。
- ③ 非常体制に移行した場合には、別に定める「施設利用者緊急連絡先一覧」に基づき、保護者に対し、「非常体制に移行したので、〇〇〇〇（施設の上階又は避難場所）へ職員も避難する。児童（利用者）引き渡しは〇〇〇〇（避難場所又は予め計画した場所）において行う。児童（利用者）引き渡し開始については、追って別途連絡する。」旨を連絡する。
- ④ 避難の完了後、別に定める「施設利用者緊急連絡先一覧」に基づき、保護者（利用者家族）に対し、「避難が完了。これより〇〇〇〇（避難場所又は予め計画した場所）において児童（利用者）引き渡しを行う」旨を連絡する。
- ⑤ 徒歩や公共交通機関等を用いての広域避難が困難な者がいる場合には、避難困難者の状態や人数について市役所に連絡する。
- ⑥ 【医療機関】警戒体制下で外来診療を中止する場合には、すみやかに診療中止の掲示を行い、医師会や連携する医療施設に外来診療を中止する旨を連絡する。

●〇〇〇〇の箇所に避難所を入れるだけでは施設の実態と合いません。

各施設の実態に応じて加筆、修正等をお願いします。

●避難準備・高齢者等避難開始の発令で要配慮者の避難を開始することを前提に、「注意体制」「警戒体制」「非常体制」ごとの活動をイメージしながら作成してください。

●各種災害への対応や、重要書類、データの保全に必要な従業員の非常参集にあたっては、当該施設の浸水が始まるまでの時間や今までの浸水実績等を勘案して参集ルートについて浸水の可能性がある箇所を避けるなど、従業員等の安全に配慮すること。

●⑥【医療機関】について、医療機関以外は不要です。削除してください。

7 避難誘導

避難誘導については、次のとおり行う。

(1) 避難場所（上階で避難が可能な施設）

屋内安全確保	
階数	
部屋名	
避難人数	

施設の上階で避難可能か、水平避難（立退き）が必要か防災マップ P 15.16 を基に判断し、いずれかを選択し記入してください。

避難が可能な施設

- 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）に含まれていないこと
- 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）に含まれていない、又は、含まれているが木造以外の構造であること
- 浸水が想定される深さ以上の階に避難できること
- 施設利用者が1日以上の間、浸水が想定される階以上の備蓄や設備で留まることができる

※防災マップ P 15～P 16 に建物の安全性を確認するシートがあります。

（1）避難場所（施設の上階等では安全確保できず、移動を伴う避難が必要な施設）
施設の周辺道路状況によって優先度の高い避難場所へ水平避難する。

	名称	移動距離	移動手段
優先 1 避難場所		() m	□徒歩 □車両 () 台
優先 2 避難場所		() m	□徒歩 □車両 () 台

【避難場所における風水害のリスク】

優先 1 避難先

洪水	浸水想定区域	浸水深	
宮川	□ 浸水無し	m	階まで
勢田川	□ 浸水無し	m	階まで
五十鈴川	□ 浸水無し	m	階まで
外城田川	□ 浸水無し	m	階まで



優先 2 避難先

洪水	浸水想定区域	浸水深	
宮川	□ 浸水無し	m	階まで
勢田川	□ 浸水無し	m	階まで
五十鈴川	□ 浸水無し	m	階まで
外城田川	□ 浸水無し	m	階まで

（2）避難経路

避難場所までの避難経路については、「別紙 1 避難経路図」のとおりとする。

8 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材一覧

備 蓄 品	
情報収集 ・伝達	<input checked="" type="checkbox"/> テレビ <input checked="" type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> タブレット <input type="checkbox"/> ファックス <input checked="" type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 電池 <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー
避難誘導	<input checked="" type="checkbox"/> 名簿（従業員、施設利用者） <input type="checkbox"/> 案内旗 <input type="checkbox"/> タブレット <input checked="" type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 電池式照明器具 <input type="checkbox"/> 電池 <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー <input type="checkbox"/> ライフジャケット <input type="checkbox"/> 蛍光塗料
施設上階 への避難	<input checked="" type="checkbox"/> 水（1人あたり <u>ℓ</u> ） <input checked="" type="checkbox"/> 食料（1人あたり <u>食分</u> ） <input type="checkbox"/> 寝具 <input type="checkbox"/> 防寒具 <input type="checkbox"/> 生理用品 <input checked="" type="checkbox"/> 携帯（使い捨て）トイレ <input type="checkbox"/> トイレ（設備）
高齢者	<input checked="" type="checkbox"/> おむつ・おしりふき
障害者	<input type="checkbox"/> 常備薬
乳幼児	<input type="checkbox"/> おむつ・おしりふき <input type="checkbox"/> おやつ <input type="checkbox"/> おんぶひも <input type="checkbox"/> ミルク <input type="checkbox"/> 哺乳瓶
その他	<input type="checkbox"/> ウェットティッシュ <input type="checkbox"/> ゴミ袋 <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> ()

浸水を防ぐための対策

<input type="checkbox"/> 土嚢 <input type="checkbox"/> 止水板 <input type="checkbox"/> ブルーシート <input type="checkbox"/> その他 ()
--

9 防災教育及び訓練の実施

- 毎年 4月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- 毎年 5月に全従業員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。(6月から出水期になるので、それまでの訓練が望ましい)
- その他、年間の教育及び訓練計画を毎年 4月に作成する。

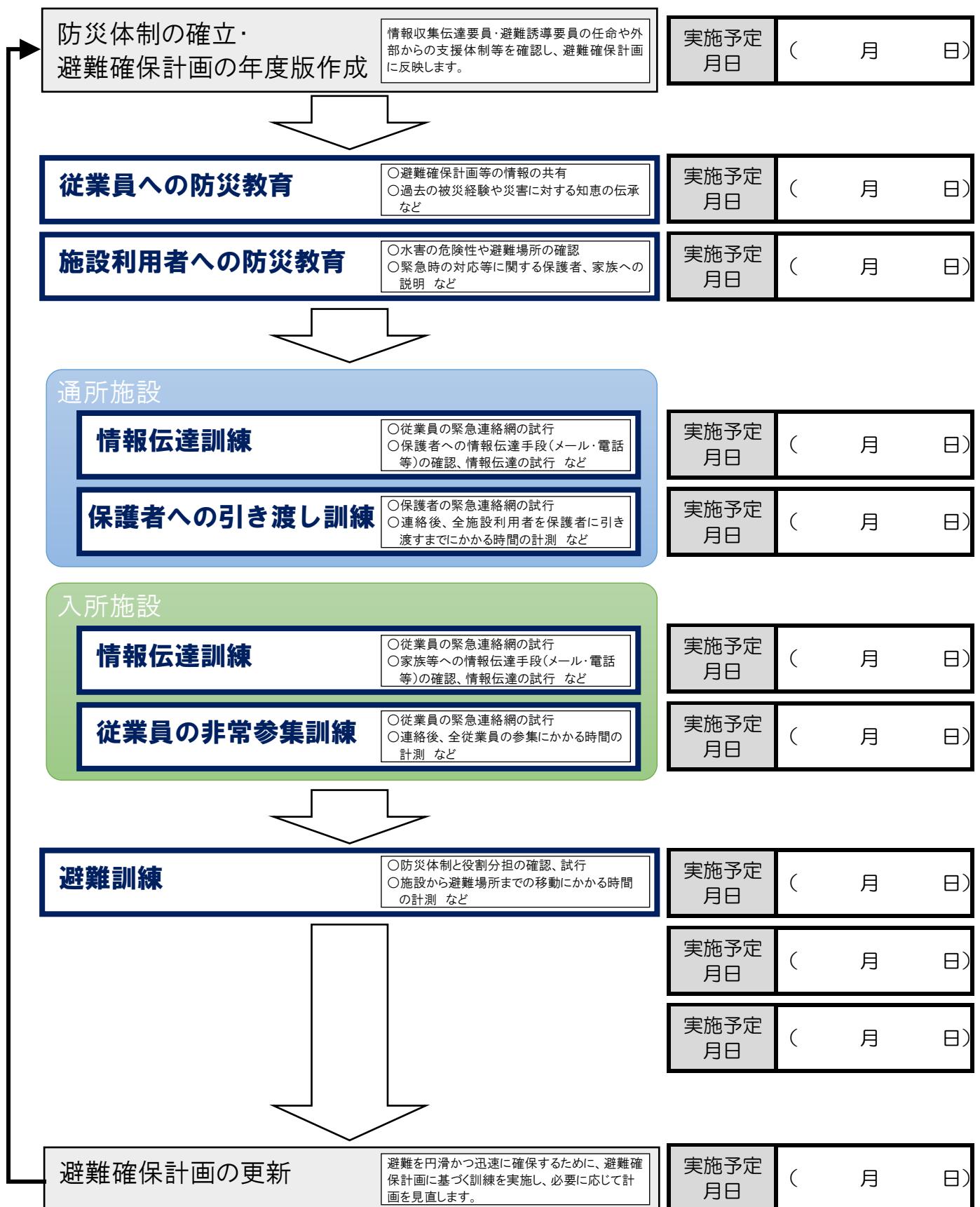
10 自衛水防組織の業務に関する事項

※自衛水防組織を設置する場合には、様式 7 を参考に加筆・修正してください。
また、あわせて別添、別表 1・2を作成してください。

- (1) 別添「自衛水防組織活動要領（案）」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
 - ① 毎年 4 月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
 - ② 每年 5 月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 自衛水防組織の報告
自衛水防組織を組織または変更をしたときは、水防法第 15 条の 3 第 2 項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

※施設の安全管理の観点からできる限り設置を検討ください。避難確保計画の策定で大きく手間が増えることはありません。現在の施設の状況から設置できない場合には、この資料（様式 6）の提出は不要です。

11 防災教育及び訓練の年間計画作成例



12 施設利用者緊急連絡先一覧表

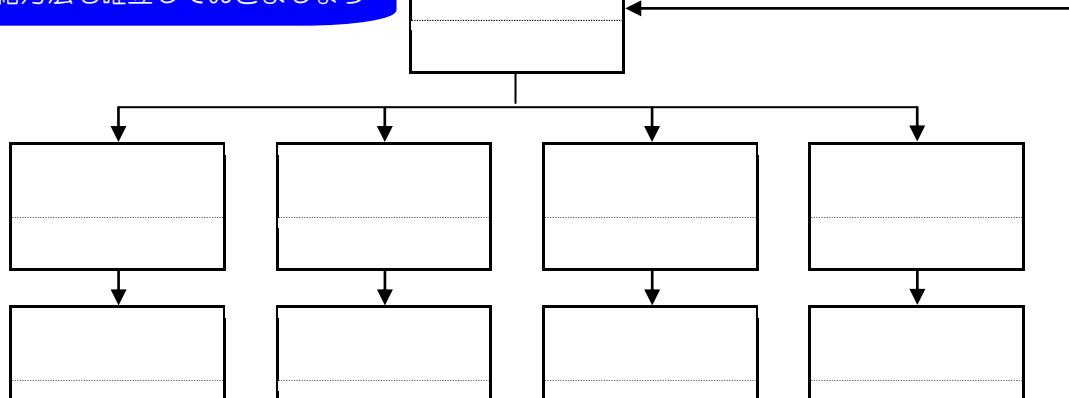
13 緊急連絡網

様式 9

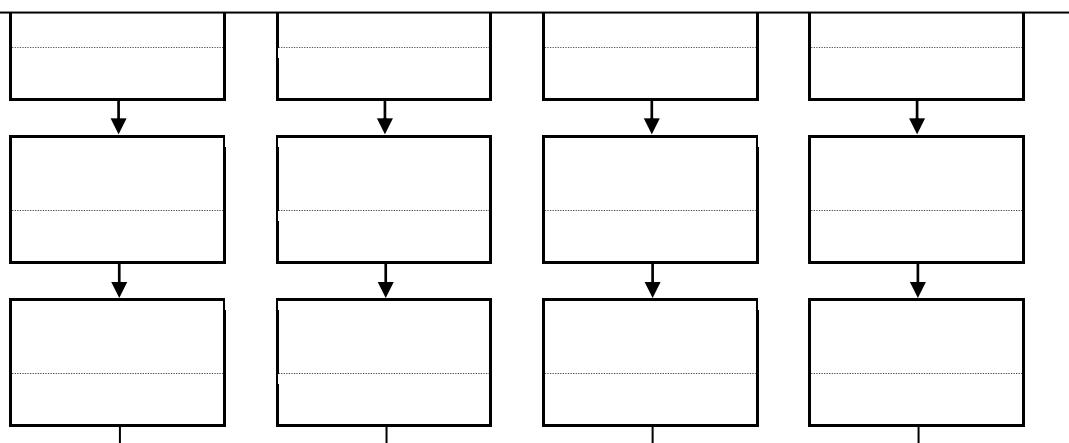
従業員用と施設利用者の保護者・家族用をそれぞれ作成してください。

メールや災害用伝言ダイヤル（171）を利用した連絡方法も確立しておきましょう

上段に「氏名」、
下段に「連絡先（電話番号）」
を入れてください。



施設で既に同様の資料がある場合には、その様式で構いません。新たに作り直す必要はありません。



14 外部機関等への緊急連絡先一覧表

様式 10

連絡先	担当部署	担当者氏名	電話番号	連絡可能時間	備考
伊勢市（防災担当）	危機管理課	—	0596-21-5523	8:30～17:15	平時のみ
伊勢市（福祉担当）	避難所チーム	—	0596-63-5249	警報発表時は 24 時間	災害時
消防署	通信指令課	—	119	24 時間	
伊勢警察署	通信指令課	—	110	24 時間	
避難誘導等の支援者					
医療機関	伊勢市では波浪警報以外の警報が発表されると、災害対策本部を設置します。警報が発表されている状況の際は、福祉担当までご連絡ください。				

15 対応別避難誘導方法一覧表

樣式 11

該当番号を記入

避難場所へ移動

- そのほかの対応**

 - 6.自宅に帰宅
 - 7.病院に搬送
 - 8.そのほか

16 防災体制一覧表

様式 12

管理権限者が不在の場合に誰が、避難開始を判断するかを、明確にしてください

管理権限者 () (代行者))

情報収集 伝達要員	担当者	役割
	班長 () 代理 () 班員 () 名 ・ ・ ・	□自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、 情報内容の記録 □館内放送等による避難の呼び掛け □洪水予報等の情報の収集 □関係者及び関係機関との連絡

避難誘導 要員	担当者	役割
	班長 () 代理 () 班員 () 名 ・ ・ ・	□避難誘導の実施 □未避難者、要救助者の確認

別添 「自衛水防組織活動要領（案）」

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

（自衛水防組織の編成）

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

（1） 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

（2） 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

（1） 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

（2） 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

（3） 防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

（自衛水防組織の運用）

第4条 管理権限者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

第5条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

（1） 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

（2） 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

第6条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表1 「自衛水防組織の編成と任務」

自衛水防組織を設置する
場合のみ作成

管理権限者 () (代行者)

役職及び氏名	任 務
班長 ()	□自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、 情報内容の記録
班員 () 名	□館内放送等による避難の呼び掛け □洪水予報等の情報の収集 □関係者及び関係機関との連絡
・	
・	
・	
・	

役職及び氏名	任 務
班長 ()	□避難誘導の実施
班員 () 名	□未避難者、要救助者の確認
・	
・	
・	
・	

別表2 「自衛水防組織装備品リスト」

任務	装備品
総括・情報班	名簿（従業員、利用者等） 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 照明器具（懐中電灯、投光機等）
避難誘導班	名簿（従業員、利用者等） 誘導の標識（案内旗等） 情報収集及び伝達機器 (タブレット、トランシーバー、携帯電話等) 懐中電灯 携帯用拡声器 誘導用ライフジャケット 蛍光塗料